

消費者庁 財産被害 情報ファイル 2024/10

エステと副業 異業種タッグの手口

無料エステ体験でエステサロンに来店した際

「月1回、広告を自分のSNSに投稿をすれば

月1万円の報酬がもらえる副業がある」

などと勧誘され

高額な加盟金を支払って始めたものの

実際には、報酬が支払われず

事業者との連絡が取れなくなったという相談が

二十代の女性を中心に各地の消費生活センター等に

数多く寄せられています。



※エステサロンのイメージです

- ✓「無料体験」、「お試し施術」などをきっかけにした勧誘には御用心！
- ✓高額な支払をするために長期のクレジット契約を求められたら要注意！
- ✓被害に遭ったらあきらめずに「188」へ！



詳細情報はこちらをチェック

<https://www.caa.go.jp/notice/caution/property/>



トラブルに
困ったら

消費者ホットライン

188

